

## 第8回検討会における主な意見

### 【文部科学省幼児教育課今井専門官より「幼稚園教育要領」の改定について説明】

- 改正をめぐる過程、経過等について「学校教育法」「教育基本法」の改正も踏まえて説明
- 平成17年1月の中央教育審議会答申「今後幼児教育のあり方」を踏まえ、「幼児教育の今日的な課題」を洗い出し、その上で今後の幼児教育の進むべき方向性の二つの柱を示す。それに対し「三つの課題」の洗い出し、「七つの重点施策」を提示し、幼児教育の充実に向けた施策を打っている。（参考資料2-1）
  - 現在、国会において「教育基本法」「学校教育法」改正法案の審議中であり、その結果を踏まえての幼稚園教育要領の改定審議が再開される予定である。
  - 「教育基本法」改正の大きなポイントとして今回初めて「教育基本法」に「幼児期の教育」の条を新設。（参考資料2-2）
  - 「学校教育法」において、幼稚園の重要性、特に義務教育の基礎を培う重要な意味をもつということに着目して、小学校の前に規定。また、幼稚園の目的・目標、第22条、第23条を改正。第24条が新たに新設された（参考資料2-3）
  - 「幼稚園教育の現状と課題、改善の方向性」（参考資料の2-4）として、「小学校教との連携の推進」、「子育て支援や預かり保育の意義について明確に示していく」ことなどがあり、「生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実」の方向性についての中身が示されている。

### 【文科省の説明に対する質疑応答】

- 改めて保育所保育指針とのいろいろな関連性などを確認できた。
- 教育時間終了後の預かり保育というものを、いわゆる幼稚園教育の一環として含めて考えるのか、それともやはりオプションのような性格のものなのかを教えてください。もう一つは、その場合に、実際に預かり保育は相当の割合で行われ、相談・助言などの活動も広がっているが、そのようなことをつかさどる専門職を重視しての方策を考えているのか。
  - ↓
- 第24条「幼稚園が家庭や地域に対して支援することを努めよう」という今回の法改正が進めば、これらを併せ読み、幼稚園として取り組んでいくことになる。子育て支援や預かり保育というものは、いわゆる教育課程の中には含まれていないが、幼稚園でやるべき活動として重要なものだという認識で取り組んでいく。現行第79条で「幼稚園の保育内容に関する事項」と規定していたものを、今回は「教育課程その他の保育内容」とし、その他の保育内容のところ、預かり保育について含みを持たせている。
- 特別支援教育が本年度からスタートする中で、このことに関連して何か幼稚園の方での検討があるのか。
  - ↓
- 特別支援教育については今、こういう形と示せるものはないが、念頭には置いて検討を進めていく。

- 「小学校教育との連携の推進」ということで、小学校の学習指導要領と「幼稚園教育要領」の両方に連携という事項が入ると聞いている。「小学校教育と連携して、幼児と児童の交流や教師の研修等による相互理解」と書かれているが、小学校に上がる子どもたちは、幼稚園からだけではなくて保育所からも上がるので、これは小学校側の文言として、どういう文言が入る予定になっているのか。

↓

- 小学校側の教育要領で、どういった形で連携のことを書いてもらうかというのは、これからの議論となる。また改めて説明させていただきたい。
- 小学校に入る子どもについて、幼稚園の出身であれ保育所の出身であれ、ここは変わらない。取り扱いが片方に偏ることがないように、文部科学省と連携して、そこはしっかりとやれるようにしたい。

### 【民秋委員より資料1と2の説明】

- 原則的に現行に準ずるといふ基本姿勢を取りたいし、その姿勢で対応していきたい。ただし、改定作業の主たるものとして中に組み込まれているパーツは存分に生かしながらも、やはり構造論的な整理は必要だろう。そのときの構造論的な整理には二つあり、一つは重複を避け、統一性を欠いている部分を整理するという。もう一つは、概念規定を確認かつ明確化しなくてはならないということである。
- 発達過程区分という概念、とらえ方を改定の第2章「子どもの発達」の中心に据えてはどうか。つまり発達というものを考えるときには、プロセスそのものが重要なキーワードであり、これを改定の「子どもの発達」の方に移し、現行通り八つの発達過程区分とし、その連続性を示したらどうか。そして、二つの面の連続性を重視する。一つは園生活の積み重ね、いわば縦の連続性。それから生活の場、園と家庭と地域という横の連続性である。
- 「幼稚園教育要領」において「入園から修了にいたるまで」と示していることを保育指針においても取り入れ、6年間という長いスパンで子どもの発達をとらえていくという考え方を示してはどうか。そして、発達過程区分ごとに出した内容は、「クラス・グループ全員」の発達の基準ではなくて「一人一人の子どもの発達過程」子どもの発達の流れとしてとらえていくべきものであることを明確にする。また、養護に支えられて心情・意欲・態度というねらい、それから五領域という保育内容の領域が保障されるような発達を考えていく。
- 第3章「保育の内容」については、「養護と教育が一体」となって保育がすすめられていくというところに保育所保育の特性があるということを改めて確認をしたい。「養護」は生命の保持と情緒の安定と言っているが、何か少し重いという感じもするので「健康・安全で」と言い方を変えてもよいのでは。「情緒の安定した生活の保障を図る」となみが養護であり、どの発達過程区分においても、養護は教育の基礎となるものなので、ひとまとめに示すことが望ましい。
- 「五領域は、子どもの活動において相互に関連を持つもの」であり、保育士による援助の相互性あるいは総合性にもかかわるものとするのが重要である。
- 現行の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」で使われている表現は、必ずしもずれてはいない。「健全な心身の発達を助長する」「生涯にわたる人間形成の基礎をつくる」「生きる力の基礎をつくる」培う。それから「豊かな人間性をもった人間を育成する」ということなど、「『教育』は五領域にみる活動や体験を通して子どもが育つ(発達する)ことを援助するとなみ」である。

- 今時改定のテーマでもある「『食育』並びに『協同的学び』」は大変重要なテーマである。ただ現行指針に既に組み込まれている部分もあるので、内容をより充実させるような形で検討していかなくてはならないのではないか。

## 【第2章「子どもの発達」・第3章「保育の内容」についての意見】

- 現行の保育指針は非常に細かな発達についての解説と、この時期の子どもはそういう存在だから、大人たちはこうしてあげなければいけないということが書かれており、保護者にとっても非常に参考になる。今回このように発達だけで独立したとき、保育の配慮事項などが丁寧に書き込まれるのか不安を感じる。
- 慣れ親しんだものから離れてしまうことによる不安や負担はあるだろう。指針だけではなく解説と一体になって作っていくという話に今後なっていく。この指針自体のねらいとしては保護者にも読んでいただけるものにしていこうということで、事務局としても、これまでの指針で重複があったところを整理し、全体としてすっきりとわかりやすい形にするという要請も濃くある。今までのように保育はその年齢の過程でやればよいという形ではなくて、全体を通じて見えるような形にするということを第2章で強調し、それを受けた上での第3章となる。
- 今まではガイドラインという性格でよかったのが、告示となるとかなり強制義務や役割・責任などがあるので、子どもの発達について告示でどこまで規定できるかという根本的な問題があり、このような提示の仕方になったと思う。
- 発達過程としてとらえるべきことの重要なポイントをここに示し、それをどう理解して、子ども一人一人の発達の特徴や、状況などを踏まえて、どう保育したらよいかを第3章でしっかり見ていくという流れで内容を構成する。まず、基本的事柄を告示で示し、その上で先ほど指摘されたような、本当にきめの細かいものを解説で織り込んでいくことが必要になる。
- 「生活を通して」とか「遊びを通して」というところをもう一度よく検討したい。「遊びを通して」ということをもう少し明確にし、特に「生活」という文言を入れるのか、あるいはどのような形で入れるのかということ、検討する必要がある。
- 文言の問題としてここで使われている言葉で、成長、発育、発達という言葉があるが、それをどのような意味合いで使うのか。
- 現場の中でよく言われる「育ち」「自我」「葛藤」などの言葉も確認する必要がある。今回は特に告示化されるので、その意味で文言の細かいチェックは必要。
- 「6カ月未満児」の箇所でも2～3カ月未満児の様子も書いたらどうか。保育所も産休明けから預かっているし、母親たちも生まれてすぐの子どもの様子や、2～3カ月で悩んでいる母親が一番多いという現状がある。
- 子どもの発達を具体的に文章で表現しようという意図は大事なことではないか。一方告示化ということで言葉の使い方がとても難しくなる。保育指針はチェックリストではないので、「発達の過程」は子どもの姿がイメージできる表現というものが必要。
- この発達の過程の示し方は現場からも言われていた、子どもたちの発達の見通しを持って見ていくということに一步近づいたのではないか。基本的には今までの指針を尊重しながらも、さらに今日的な知見等を盛り込むことも必要。
- 言葉や概念について、それぞれの学問の領域の中で市民権を得ている、つまり外に向かってきちんと説明できる言葉はどれなのかということをお教えいただきたい。

- 「学校教育法」の説明の中で第 22 条が、現行のものに「幼児の健やかな成長のために」という表現が加わっている。幼稚園との新たな整合性もあり、なぜこれが改めて入ったかという文脈や背景を確認していただきたい。
- 現時点でわかっている範囲でお答えすると、ここはこの文言を入れる前提として、まず「適当な環境を与えて」という表現が問題になり、「適当」というのは、いい加減だというニュアンスがあるのではないか、もっときちんとした表現に直すべきではないかという議論があったが、そうではなくて、これまで幼児教育が子どもたちの環境は適当なものを与えて、どのように構成していくのかということで培ってきたということがあり、それを明確にする趣旨で「幼児の健やかな成長のために」という文言を入れたと、文部科学省の担当者から聞いている。
- 親も読まれることを考えると、例えば「知識欲」というよりも「知的な好奇心」という方が、妥当なのかもしれない。その辺り全体の用語の統一が必要。告示の文章の中で発達の姿として何を書くかというときに、最も基本となる発達の部分、最も発達の根幹で表れる姿を押さえて書き、むしろそれ以外の部分はできるだけ落とすことによって、この時期の特徴が何かということを明確に書いていくことが必要なのではないか。
- やはり告示化されると抽象的になって、具体的にははどういうところを表してこういう言葉になるのかというところが、現場としては難しくなる。保育する上でバランスのとれた対応や配慮ができるようなヒントを入れていただきたい。
- 「入園から修了にいたるまでの長期的な視野をもって」「『修了までに育つことが期待される』発達(育ち)」という視点は大切だが、保育入所時期や期間は子どもによって様々であり、それに応じた配慮が必要。特に留意する事項の中に含む必要がある。
- 養護とは何か、「生活」というものとの関連からも用語を抑え共通認識をもたないと難しい。基本的には、「養護」とうのは「保護・養育」というように受け止めていた。子どもの擁護という場合の擁護は違うし、高齢者の養護や養護学校の養護も違う。ここで言う「養護」は、まず生活・生命がしっかり守られて保護されている状態、健康が守られて保護されている状態ということが生活の基本で、そしてしつけなども含めて環境をきちんと整える、様々なかかわりを配慮するという養育でもある。
- 「児童福祉法」にもあるように、保育所の役割のまさしく「日日保護者の委託を受け」の「日日」という部分をどう押さえているのか。そもそも保育所とは、どういう子どもをどういう形で受け入れるのかという議論になってくると思う。
- 法制度上、少なくとも「保育に欠ける」ということのきちんとした運用を考えなければならない。また、一時保育で受ける場合など、通常保育の生活・保育・発達の連続性の中でお互いが良い刺激を受けられる適当な環境をどう配慮するかということもあるだろう。
- 子どもの生活と親のニーズとの兼ね合いがあるが、先ほど「幼稚園教育要領」で示されたことを考えると、幼児になれば親が子どもの生活リズムに合わせるということも現場では必要だと思っている。
- 一時保育や年長児から来た子どもと、0 歳から来ている子どもといろいろな意味で、発達の問題でも随分差が出てくるのは現実的にある。そのときに発達過程のどの辺からやり直していくというか、どの辺の援助がまだ必要なのかという考える上で参考になる指針をつくっていただきたい。
- 「教育に関するねらい」でも五領域というのは一つの見方で、遊びや総合的な姿を見る窓として五つ立てている。では「養護」の場合にどういう窓を立てたらよいか。窓を付けるべきかどうかということにも議論があると思うが。
- 子どもの育ちの窓ではなくて、保育士の営みの窓として、つまり保育士が行わなければならない「養護」としての配慮事項の視点というものが必要だろう。

- 「生命の保持」ではあまりに仰々しいというところでご説明されたが、やはり「養護」は目標のところにもあるように、基本的には「生命の保持と情緒の安定」ということだと思ふ。基礎的事項に示されているのは、命を守ること。そして、そのために子どもたちにとって快適な生活環境を基本的につくり上げていくことである。
- やはり大きくは二つの「生命の保持と情緒の安定」という窓口があって、そこに保育士や大人がしなければならないことをもう少し整理する。そのときに、ヒアリングのところでもあったが、心ということ、人と人との関係性というようなところも、領域という人間関係とはまた少し違う、もう少し基盤になるようなところで、この「養護」ということを整理していくことが必要だろう。
- 「保育のねらい及び内容」を「養護に関する」ものと「教育に関する」ものの二つに分けて、一体化していると言いつつも二分している。指導計画を立てるとき、園によっては養護的な「ねらい」と「内容」を書き、教育的な「ねらい」と「内容」を書きというように二分化して構成されるが、それは望ましいことなのか。食育の指針をつくるときに、養護的な側面と教育的な側面はまさに一体化して提供されており、子どもに関する「ねらい」と「内容」、そして大人はすべて配慮事項としてまとめた。「保育のねらい及び内容」を一体化して、配慮事項のところ養護的な内容を強調していくことは可能ではないのか。
- 多くの保護者は「養護」という言葉を知らないかもしれない。保育園児が小学校に入学した瞬間、保護者は生活を見てもえなくなつたという感触があり、それが多分保育所という「養護」だろう。子どもの生活習慣や心の状態など学校ではそういうことは家庭の責任であるという態度が比較的明確で、保護者は保育園との落差に衝撃を受ける。
- 「保育所保育指針」で使われている「養護」というものは、世間一般的に考えれば無理があるという部分もなくはない。しかし、せつかく根付いてきている言葉でもあり、一方、まだ十分理解が統一されていないという難しさもある。
- 「学校教育法」の中における幼稚園の位置が、今まで最後に付いていたのが一番冒頭に来るということに象徴的な印象を覚えた。幼稚園がそういう位置付けになることによって、保育所から入学していく子ども、「認定こども園」など、どう絡んでくるのか。
- たたき台の資料「教育」のところは「幼稚園教育要領」のところと、オーバーラップするところがかかなりある。微妙に表現が違っているけれど言っていることは同じではないかというところもある。「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の違いと共通する部分の整合性をどう考えればよいのか。整合性を取る必要があるのではないか。
- 小学校の下には幼稚園しかないのだなということをやはり強く感じた。本来は、保育園は同じ教育をやっているということを自負しており、保育園で教育をしていないと世間的に見られるというところを何とかしたいという要望が、保育所からある。「学校教育法」や「幼稚園教育要領」の中には保育園のことは含まれないのだけれども、小学校との連携があるのだというときに、保育園はどのように「教育」とつながっていくのだろうと、先ほどの話を聞いていて強く感じた。
- 幼児教育は幼稚園だけではなくて、もちろん保育所も入った話だが、文部科学省の議論であり、「学校教育法」は「児童福祉法」と違う体系で、あくまでも学校を整理するという法律であり、そこに保育所を盛り込むことは法律上難しい。また、幼稚園においても教育という言葉ではなくて保育という言葉を使っており、これは組織的・計画的な教育活動プラス養護的な活動を含めた幼児教育、就学前の教育・保育というとらえである。基本的には幼児教育を担う一端としての保育所の役割があるので、その役割を指針の中でどれだけ明記していくのか。保育指針においても基本的に「幼稚園教育要領」を参考にしながら、

どう独自性に加えていくか、どう整理していくのかについての議論をいただければありがたい。(義本課長)

- 「幼稚園教育要領」が「教育基本法」や「学校教育法」の変更を受けて「幼稚園教育要領」を検討するということだが、「保育所保育指針」も告示になるということで、その一方で児童福祉法令がどのようになっていくのか。
- 児童福祉法「児童福祉施設最低基準」第 35 条の「保育の内容」については、その内容を現代に合った形で直していくことも課題だと思っている。もし次回以降、この検討会で何かの形で整理をすることが必要であれば、事務局でもその準備をする用意はある。
- 「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の両方の委員会にかかわり、議論をされているベクトルが **180 度違う**と感じる。まず養護ありきで、この五領域が教育だと位置付けることについて違和感を覚える。「幼稚園教育要領」の発想の場合に 21 世紀、この 100 年間を生き抜くために 幼児期はどうあるべきなのかという議論からスタートし、その中で養護的な要素が当然あり、その中で教育的な要素があるというものを最終的にくみ上げていったものが「幼稚園教育要領」だと理解している。「保育」という言葉の微妙なずれがあり、省庁によってある意味では定義が少し違うのだということを前提にしていると思われ、そこを最終的に統一していく方向がここだけで出せるのか。基本的にこの場所では「保育所保育指針」というものの考え方で定義されている言葉の中で議論され、その中で完結した体系を持っていく。その辺が、例えば解説書の中では微妙な使い分けの部分があるということは書かれればよいが、告示の段階でそれを盛り込もうということ自体、少し無理があるのではないか。
- 配慮事項について、年齢以上や以下に関係なく、どのような年齢であれ子どもへの基本的な保育における配慮事項もあるのではないかと。
- 配慮事項は保育士にとって、やはりとても頼りにしたいところ。どの年齢でも配慮は要るが、この三つくらいの細分化がわかりやすい。今回新しく乳児保育の 0 歳と 3 歳未満児を分けたこともよい。
- 保育指針全体像を描きながらやっていかなければならず、他の章との関係等もあるので、次回は具体的な内容を検討するときに、他の章の構成なども併せて提示する中で、検討していったらどうか。全体を見ながら現在位置を確認していくという作業の仕方が必要である。
- 児童福祉施設として保育所はウェルフェア(welfare)、生命の保障をしなければならないというところから養護という言葉があるだろう。保育所保育指針において、すべての基本を「養護」という言葉を使うかどうかはともかく「健康・安全」で「情緒の安定を図る」という、この言葉をキーワードにし、これは、どんな状況でも何歳であっても、ということをとらえ直したい。
- 保育所には保育士以外にも看護職などの職員もおり、その場合、保育者にするのか、保育士と幾つかを並べるのか。また嘱託医も含めて考えてよいのかも含め、検討してほしい。